

東近江市社会福祉協議会見守り活動支援募金 見守り合い活動サポート助成 要綱

（はじめに）

この助成事業は東近江市の皆様にご協力いただく「赤い羽根共同募金」を財源としています。

（目的）

第1条 本助成は、共同募金におけるテーマ型募金「見守り活動支援募金」を活用し、住民が主体となって取り組む見守り合い活動や支え合い活動を応援することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざすことを目的とする。

（助成の対象）

第2条 申請が可能な団体は、東近江市内の自治会エリアで見守り合い・支え合い活動を行う次の団体とする。ただし、「見守り活動スタートアップ助成」(※1)を受けたことのある自治会・団体は対象外とする。

(1)自治会

(2)有志の団体

(3)その他、東近江市社会福祉協議会会長がこの助成事業に適していると認めるもの

※1 平成30年度から令和5年度まで実施した本助成の前身となる助成事業

（対象となる活動）

第3条 東近江市内の自治会エリアで実施する活動とし、今後継続して行う各号に掲げる見守り合い活動や支え合い活動とする。

	取り組み	活動例
(1)	見守り会議【必須】	見守りが必要な方の近況の共有、日頃の見守り合いの振り返りの場【年4回以上開催が必須】 ※社協職員が運営のお手伝いをします
(2)	見守り合い活動	支え合いマップの作成、見守り訪問、子どもの見守り活動、子どもが実施する見守り活動、電話による見守り活動など
(3)	地域のつながりづくり・顔の見える関係づくり	コミュニティカフェ、子育てサロン、子どもの居場所づくり、世代間交流、ラジオ体操、あいさつ運動など
(4)	くらしの支え合い活動	話し相手、外出や買い物、ゴミ捨てなど、くらしの困りごとのお手伝いなど
(5)	見守り合いの啓発	研修会、懇談会など

※活動例はあくまでも例示です。課題や関心ごとに合わせた取り組みを展開してください。

※行政や市社協の他の助成金を受けている活動は対象外となります。

（助成金額）

第4条 助成の上限は1年につき20,000円(助成率10/10)とし、助成を受けられる期間は初めて本助成を受けた年度から連続して3年とする。

※当年度の予算額の範囲内で助成するものとし、上限に満たないこともある。

（対象となる経費）

第5条 助成の対象となる経費は下表のとおりとし、助成事業を実施するために直接必要な経費のみとする。

対 象 経 費	内 容
諸謝金	外部講師への謝礼・交通費等
会議費	会議等に必要なお茶代のみ
消耗品費	事務用品、活動に必要な消耗品等
印刷製本費	コピー代、チラシ、資料等の作成経費
使用料及び賃借料	会場の使用料、器具等借用にかかる経費

（助成申請及び申請受付期間）

第6条 助成の申請については、当該年度の5月31日（土日祝の場合はその前日）までに申請書（様式1）を東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）へ提出するものとする。

（助成金の決定）

第7条 助成の決定は、審査委員会で可否を決定し、助成決定通知書（様式2）又は不決定通知書（様式3）を交付する。

（助成金の交付）

第8条 助成金の交付は概算払いとし、助成金交付請求書（様式4）の提出のあった日の翌月20日までに交付する。ただし、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日に交付する。

（助成事業の報告）

第9条 助成事業の完了後、もしくは翌年4月7日（土日祝の場合はその翌日）までに、事業報告書（様式5）、領収書又はレシートの写し（当該年度に発行された日付のものに限る）、事業の写真やプログラム、ありがとうメッセージを提出するものとする。また、事業報告により助成金に余剰金がある場合は助成金を返還するものとする。

なお、本助成金は募金百貨店プロジェクトによる募金で実施しているため、翌年度開催する「募金百貨店プロジェクト参加企業懇談会」で事業の報告をしていただきます。

（助成金交付の返還・取消）

第10条 会長は、助成を受けた団体が次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の取消又は返還金を求めることができる。

- （1）助成金が目的外に使用された場合
- （2）虚偽の申請又は不正な手続きにより交付を受けた場合
- （3）助成事業の遂行する見込みがなくなった場合
- （4）構成メンバーに反社会的勢力に関係するものがある場合

（共同募金運動への協力）

第11条

- （1）本助成は赤い羽根共同募金を財源に実施するものです。共同募金運動に積極的なご協力をお願いします。また、活動・事業実施においては、参加者等へ共同募金助成を受けて展開する事業であることを周知してください。
- （2）助成金で備品等を購入される場合は、受配シールを活用ください（助成決定時にお渡しします）。また、オリジナルの備品を作成される場合は、共同募金マークデータをお渡ししますのでご活用ください。

（追加募集）

第12条 申請状況により、追加募集を行うことがある。追加募集を行う場合、助成申請については、当該年度の10月20日（土日祝の場合はその前日）までに申請書（様式1）を本会へ提出するものとする。また、追加募集の助成対象となる事業活動期間は12月15日から翌年3月31日までとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する

この要綱は令和7年4月1日から施行する